

2025（R7）年1月14日

環境省 福島地方環境事務所
所長 関谷 豊史 殿

30年中間貯蔵施設地権者会
会長 門馬 好春

第12回環境省説明会ではお世話になりました。

説明会での会員からの質問・意見・指摘・要望等（事後分含む）並びに貴省からの口頭回答につきましては下記の通りです。口頭回答に訂正がありましたら回答書でご指摘ください。

質問等番号毎（再質問等含む）について回答書の早期提出をお願いいたします。

【環境省文書回答】2025（R7）年3月12日付け「普通郵便（昨年は速達・簡易書留）で3月14日届く」

2025年1月14日付け貴会からの「質問・意見・指摘・要望等」に対する回答について

（注：以下文書回答は各質問・意見等の後に【口頭回答】【文書回答】を記載・転記）

（注：また回答書に対する指摘等を・・・・で当地権者会が追加記載）

30年中間貯蔵施設地権者会様

環境省

2025年1月14日付け貴会からの「質問・意見・指摘・要望等」に対する回答について

記

【環境省 五味総括課長挨拶要旨】

震災からもうすぐ13年、中間貯蔵施設開始からもうすぐ10年であり、長年にわたりご皆さまに負担を掛けしていることをお詫びする。皆さまの土地建物等を提供頂き事業を進めてきたことに感謝する。本日の説明会は中間貯蔵施設の現状を2部構成で行い、後半は再生利用や最終処分に向けた取り組みなどを説明する。よろしくお願いする。

【30年中間貯蔵施設地権者会 門馬会長挨拶要旨】

○当会は2014（平成26）年12月17日の設立時からも中間貯蔵施設事業に賛意を示している。しかし契約面積が1600haの8割超えとなった現在、当地権者会・地権者に対する環境省の対応は当初の地権者に対する誠実な対応の約束とはまったく反対の対応となっている。

環境省にはぜひ当初の約束、誠実・丁寧な対応を果たして頂きたいと思う。

○中間貯蔵は2015年3月13日から最長でも2045年3月12日までの事業。すでに10年近くを経過し、あと残された時間はおよそ20年と3ヶ月。しかし、事業終了に向けた県外最終処分場選定への具体的な取り組みはまだである。当会は設立時から当時の望月環境大臣から歴代の環境大臣に対してその内容や安全安心・両町の復興に関する要望書を継続して提出している。後ほど浅尾慶一郎環境大臣あての要望書を提出させていただく。

○当地権者会は環境省に対し今後も法律・要綱のルール等の根拠と事実を示しながら環境省にも同様の説明を求めるとともにマスコミ公開の場での公共事業などの専門家も出席できる団体交渉を求めていく。環境省にはぜひその当然である公共事業者としての責任を果たして頂きたい。

【浅尾慶一郎環境大臣宛て要望書提出】門馬会長から五味総括課長に読み上げ手渡す

2024(令和6)年12月3日

環境大臣 浅尾 慶一郎 殿

30年中間貯蔵施設地権者会
会長 門馬 好春

要 望 書

当地権者会は2014(平成26)年12月17日設立時から現在まで中間貯蔵施設の事業に賛意を示しております。

その賛意にそって政府並びに貴省が法律と福島県民に約束しております2045年3月12日までの事業終了に向けた絶対条件福島県外最終処分場選定への取り組みをはじめ安全で安心できる地域づくりさらには公共事業における土地収用法と同一のルールである「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」第19条の条文に明記されている地代への見直し等を継続して求めております。

しかし2021(令和3)年4月貴省からの電話による当地権者会との団体交渉の一方的な打ち切り通告は貴省回答書にある丁寧な対応とはまったく反対の対応でした。

したがいまして下記のとおり要望事項の実施を強くお願い申し上げます。

記

- 1 福島県外最終処分場選定の早期かつ具体的な取り組みの熟議による推進
- 2 原発事故前の土地価格と損失補償基準要綱第19条の地代補償への見直し
- 3 マスコミ公開の場で公共事業などの専門家も参加できる団体交渉の再開 以上

【各所要時間】環境省配布資料「第12回中間貯蔵施設の状況等について」に基づき説明

【一部環境省説明・説明者五味課長】開始13:10 終了27:50 「14:40」資料66頁迄

【会員からの質問意見等と口頭回答】開始28:20 終了44:40 「16:20」

【二部環境省説明・説明者五味課長】開始44:50 終了1:05:20 「20:30」説明合計35:10

【会員からの質問意見等と口頭回答】開始1:05:40 終了2:11:50「66:10」質疑等合計80:50

前回と概ね同じ 環境省説明時間は約20分短く、当地権者会からの質問と環境省回答は約15分長い
会長：質疑応答を長くしてとのお願いに対し今回そうして頂いたことにお礼申し上げます。

第12回中間貯蔵施設に関する当会に対する説明会での「質問・意見・指摘・要望等」

『記録は録音と録画で作成。時間は当会IC録音等の記録で表示(以下同じ)小文字と()書きは追加補足』

環境省回答者の私達・我々の発言は環境省として置き換えて記載・丁寧語省略など発言者の趣旨を整理記載

繰り返しの言葉や話の前後が不自然なものは、整理して分かりやすく記載。説明会後の会員質問等も追加記載

第12回環境省説明会での質問意見等及び環境省口頭回答・文書回答

I 全般 環境省発言者「青文字」敬称省略・質問者等氏名掲載せず

1. 伊藤前環境大臣から浅尾環境大臣への中間貯蔵施設についての引継ぎは、第11回説明会の回答文書は【伊藤大臣からは、「環境省の取り組みについて御理解をいただけよう、丁寧に説明を行うように」との回答をいただいている。】との内容でした。この内容が浅尾大臣に引き継がれたということでおろしいか。

今回の浅尾大臣宛て要望書について前回環境省回答では大臣に直接確認したかの回答がなかつた。今回の要望書への回答は大臣に直接確認したという回答を含め、具体的且つ誠実丁寧なご回答をお願いする。

五味：持ち帰り後日、回答は検討する。

【環境省文書回答】 浅尾大臣宛てに頂いた要望書について、浅尾大臣からは「環境省の取組みについて御理解をいただけるよう、丁寧に説明を行うように。」との回答をいただいています。(第10・11回回答書と同じで直接確認したかには回答なし！)大臣の回答「」は前回回答とまったく同じ。

2. 当30年中間貯蔵施設地権者会が、設立時から継続して国・環境省に申し入れている内容は、福島県外最終処分場への汚染土壌等搬出完了による中間貯蔵施設事業の終了である「最長でも2045年3月12日」環境省に残された時間はあと20年と3カ月しかない。

国・環境省は全力を挙げて事業終了に向けて取り組んでいただきたい。

五味：環境省が全力を挙げてつくるのはまさにその通り。

【環境省文書回答】 口頭での回答のとおりです。

3. 8000Bq以下の全国への汚染土再利用計画について新宿御苑や所沢で反対を受けている。

環境省は原子炉等規制法100Bqのクリアランスレベルに対しその80倍8000Bqの再利用を環境省省令改正で進めようと計画している。8000Bqが100Bq以下になるのは200年近くかかる。さらに人が住める原発事故前の状態になるまであと100年かかる。

またこの環境省の進め方では中間貯蔵施設のある福島県・大熊町・双葉町と日本全国のその他の地域との間で対立と分断が発生することが強く懸念される。それも災害発生の都度である。

これは環境省省令改正とガイドラインいう姑息な手段ではなく国会の場で熟議をすべき重要な問題である。さらに環境省省令とガイドラインで進めることは国民の理解は得られない。

ぜひ省令改正とガイドラインでは行わない共に国会の場での熟議で法律制定での進め方を行うことを環境省に対して強く申し入れる。

五味：100Bqと8000Bqのクリアランスレベルだが、まず100Bqのクリアランスレベルは汚染の無いものとして使う基準である。8000Bqの再生利用はあくまで除去土壌であって、ちゃんとその後のモニタリング等等管理はしていくという基準なので、そういう意味で数字が違う。

そもそも扱う管理レベルが違うので数字も違うのだが、当然その違いが正に燃焼化再生利用と同じように誤解が起きるとか、そういった誤解が起きるとかそういった様々なご指摘はあろうかと思うが、そういった意味の違いとか再生利用はどういった形でなっていくのかという部分も具体化をして理解を頂けるように説明をしないといけないと思っている

【環境省文書回答】 口頭での回答のとおりです。

3-2. 環境省省令改正とガイドラインいう姑息な手段ではなく国会の場で熟議をすべき重要な問題である。さらに環境省省令とガイドラインで進めることは国民の理解は得られない。ぜひ省令改正とガイドラインでは行わないことと国会の場での熟議で法律制定での進めることを環境省に対して強く申し入れる。強くお願いする。

「4の口頭回答を重複記載」

五味：省令改正かどうかというのは、少なくとも現行の解釈上は、省令改正で充分だと認識しているが、それ以上のことばは私から回答することは致しかねるので、これについては本省にも協議をしたい。

【環境省文書回答】除去土壤の再生利用は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第四十一条第一項に規定する処分に該当するものであり、同項において、環境省令で定める基準に従い処分を行わなければいけないとされています。

4. いまから200年、300年の間に大きな地震や大雨等の大災害は何回起きるだろうか。

ここ30年間を振り返っても数多く発生している事実からも、大災害は大きなリスクと考えらる。

今年1月の能登半島のような隆起や液状化、大雨による洪水が発生した場合、道路や農地等に埋め込んだ汚染土などが流れ出てくることも現実問題として高いリスクとして予想される。

環境省は以上のような大災害の発生予想を高いリスクと捉えているか。

この盛土実証道路は平時の造りだが災害等は有事である。この様な有事災害等の際、埋めた中の8000Bqの汚染土が外に出てこないと断言はできないではないか。

石川：うなづく

石川管理官が頷いたが、五味課長、汚染土が外に出てこないと断言できないね。

五味：はい、あのう、はい。

はい、の返事なので前に進める。なので、国民の理解を得るために、省令改正やガイドラインで進めるのではなく、国会の場で熟議により法律によって行って頂きたい。重ねて着く良く申し入れる。

また国会の場で熟議をすることで全国の方も世界の方も見ることになる。

さらに国会での熟議は環境省が進めている情報発信・理解醸成とも一致することになる。

「3-2. 口頭回答と重複記載」

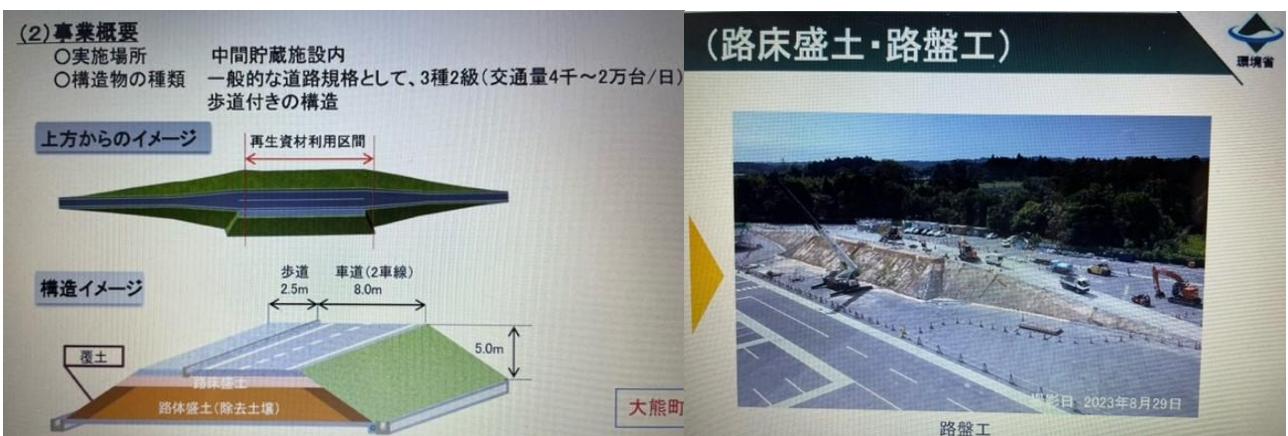
五味：省令改正かどうかというのは、少なくとも現行の解釈上は、省令改正で充分だと認識しているが、それ以上のことばは私から回答することは致しかねるので、これについては本省にも協議をしたい。

【環境省文書回答】除去土壤の再生利用は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第四十一条第一項に規定する処分に該当するものであり、同項において、環境省令で定める基準に従い処分を行わなければいけないとされています。

【3. 11で請戸小南道路横に3mずれ】 【2018年9月安平地震の道路陥没】



【中間貯蔵内道路実証事業・環境省資料】 【中間貯蔵内道路実証事業・環境省資料】



4-2. 埋めた汚染土が大災害等で外に出てきた場合、環境省の費用負担と責任で復旧するのか。それともそこの地元自治体や地元住民がみずから復旧することを考えているのか。
 五味：災害の際のリスクであるがその後の4-2とも関係するが、当然、全く一切外に出ない、構造物が破損しないということではないので、当然この場合復旧もするということも含めて検討だと理解をしている。一方その部分の費用負担や役割分担をどうするかはまさに今調整・検討中なので、今の時点でどういうものだと答えができない。

【環境省文書回答】 口頭での回答のとおりです。

5. 福島県外最終処分場について昨年までの説明会等で会員から多くの意見が出されている。

福島県外最終処分場は人が住んでいない離島への搬出が至当と思料する。

その場合の輸送は船舶での輸送による搬出が現実的である。

今までここ10年近くのトラック運搬の事故や放射能漏れの事故がたびたび発生したことを見ても、全国へのトラック搬送となると事故が多く放射能漏れが発生することが相当程度想定される。

従って現実的なやり方は人が住んでいない離島に、日本では様々な物流等の高いレベルの実績がある船上搬送することをぜひ検討して頂きたい。更には人が住んでいるところの選定では8000 Bqの健康被害や新宿御苑や所沢市住民からの反対を受けることもあり候補地の選定は相当難し

い。

災害が発生し全国の道路などに埋めた汚染土が外に出た場合の復旧は環境省でやるのかと本省に聞いた際、環境省としてやるとの明確な回答はなかった。

これらからしても先述の離島「2. 3複数の離島も含む」に汚染土が流失しないよう十分な対策を施した上で、県外最終処分場とすることが現実的である。なお使用する港は福一原発の湾を改良工事して使用すれば、汚染拡大の懸念もなく原発事故加害者である東電の責任負担にもなり問題はないのではないか。是非十分な検討と実行を強くお願いする。

五味：持っていく先が離島なのか、船で運ぶのかは普段生活されている方と隔離されているというのは正にその通りだが、あのどういう形でのうやつしていくかがいいのかは正に再生利用をどういう場所にやっていくのか、再生利用するというのは何かしらの公共インフラをつくる前提に立っているので、やはり公共インフラの事業をするという事のそもそも住民の皆さんへのあのう公益の増進や福利の増進も含めた事業の中でのう土も一緒にどうせ使う土なのであれば再生利用の土を使う、可能であればという、そういう発想になるので、その中で全体の量がどういう風になるのか、どこで使っていくのかというのはまた今後の話になる。アイデアとしては頂戴をする。

石川：補足だが、確かに能登半島地震のようなものが起きたら除去土壌は漏れ出してしまう。ただ我々環境省実施者としてはこの様にならない様にリスクを減らす事が重要だと思っている。具体的には先ず例えば道路の計画段階ですることだが、例えばのり面の勾配を検討するとか、あとは改良を施すとかの考え方はある。

また、現場の施行ができる品質管理はしっかりと見直しをするとか、既定の現場の密度を確保するとか、をしっかりとやることが、そいつたことにならない、リスクを減らす手段だと考えている。

あと災害が起きた時にどうするのかだが、環境省資料70頁に再生利用WGがある。同WGの中で1月15日公表した資料の中に再生利用の責任主体が出ている。その中にはまだ決まったものではないが、五味からも話が合ったが、議論の方向性としては、被災が起った場合は、除染実施者の責任とそこまで書いてある。こういった検討の方向だけ簡単に紹介した。

石川：県外最終処分場だがトラック輸送による搬出は現実的でないという話しだが、これについても環境省がこれまで培ってきた経験をしっかりと生かす事かと思う。環境省資料26頁「中間貯蔵施設に係る輸送の状況」の通り輸送の最盛期に常磐道の状況を知っている方も多くいると思う。

トラック輸送は車の渋滞や事故のリスクがあるが、こういった事も環境省のこれまでの知見を活かしつつ今後のことを考えていく。

【環境省文書回答】 口頭での回答のとおりです。

II 安全安心・理解醸成等

1. 中間貯蔵の見学の2重基準について

理解醸成は大切であるが、健康と安全を抜きにしてはいけない。帰還困難区域は15歳未満と妊娠されている方は立ち入りを自粛させているが、同じ帰還困難区域の中間貯蔵施設見学について環境省は昨年1月からその自粛を撤廃し見学をさせている。私が環境省に住民説明会を求めたところ、それは大熊町役場と双葉町役場が行えばいいとの回答であった。同じ帰還困難区域でのこの2

重基準、環境省が緩和を行ったもので説明会は環境省がやるべきではないか。如何か。

「環境省によると妊婦の見学者はゼロとのこと」

五味：環境省としては一般見学会のなかで決まったルートの中で限定をされている。そこで線量管理されている中での緩和である。一方で住民や皆さんが立ち入る際の基準とは違うではないかはその通りであるが、環境省としては町民も町民以外も含めて一般の皆さまの基準として説明しているので、それを改めてどう説明するかということは環境省としては既に説明し公表しているものだと思っているのでそれで充分である。

改めて何かが必要かが必要かどうかは町としてその判断があれば当然協力はするが現時点では聞いていないので、環境省としては説明をしていると思っている。

【環境省文書回答】口頭での回答のとおりです。

1-2. 質問者：HPで説明していることと同じ説明だから同じ説明会は必要ない理解でよいか。

五味：すごく端的に言うとそういうことだ。

【環境省文書回答】口頭での回答のとおりです。

1-3. 理解醸成は必要であるが、顔と顔を見せ合う説明が必要であると思料するので、環境省の理解醸成がこれで充分だという点で丁寧さが足りない。

環境省の説明で IAEA の要約も出たが、IAEA は汚染土全国再利用は国の責任である、としている。ただ、国の汚染土再利用の理解醸成は十分ではないのできちんとやってほしい、というのが IAEA の本旨であるので環境省資料のお墨付き「評価等」ではないと理解している。

環境省WGや私が出たイベントなどでも国側方の発言は放射能はまだまだ低いのでもっと慣れてほしいという趣旨の発言が目立ち、本当に国は国民に放射能に慣れさせようとしているのではないかと心配をしている。10月出席のイベントでも政府関係の方が「福一原発炉敷地内は放射線量が高いがその周辺は低いのでもっと高くていい」と発言した。その発言した方が特異かというと先述の通りそうではない。100Bqと8000Bqもこの例と同様に感じる。

原発事故後、現在も原子力緊急事態宣言下で話であることが、平時(原発事故前)の話に置き換えるようにして進める事ではいけない。環境省の名前のようにやはり原発事故前の放射線量の管理を国民の健康管理の原点に立っていただきたい。

【環境省文書回答】ご意見として受け止めさせていただきます。

2. 11月28日中間貯蔵用地内で交通事故があり、6号国道が片側通行になった。

パトカー6台、消防車3台、救急車2台で大型トラックと軽車両の事故と聞いている。

中間貯蔵の搬送トラックでしょうか。事故の内容を教えてほしい。

石川：国道6号での事故であり、中間貯蔵施設内ではない。

【環境省文書回答】口頭での回答のとおりです。

3. ICRP や IAEA の発言、環境省のWG等から放射能に慣れさせる、放射能になれるべきだという趣旨の発言とれると感じている住民や専門家が増えてきています。

環境省は、「住民は放射能になれるべきだ」と考えているのではないか。（II-1に関連した質問）

【環境省文書回答】 県外最終処分に向けた環境省の取組の理解醸成活動の一環として、放射線に対する適切な情報発信を行ってまいりたいと考えています。

4. 未契約土地の柳などの木が大きくなっているので伐採をお願いする。

「別添写真と位置図面のとおり」

石川：今後現場を見て確認する。

【環境省文書回答】 環境省で取得していない樹木であれば伐採は難しいですが、今後現場を確認します。

5-1. 資料65頁「放射能濃度測定装置の校正に係る不正」だが不正は論外で住民等との信頼に関わる重大な問題である。新聞には刑事告発との記載もあった我々住民・地権者としてなぜ今回このような不正が起きたのか。また再発防止策について資料記載が無いが教えてほしい。

石川：先ず放射性物質を扱っている施設でこの様な不正等があつてはいけないのはご指摘の通りである。また放射性物質が漏れ出すか漏れ出さないかの部分は地元との信頼関係に関わることであり、起こったことに対して深くお詫びする。「申し訳ございません」なぜ起きたかの動機だが、元請け会社、下に事業者がいたがその動機の部分は環境省も分かっていない。

いま警察で捜査中であり捜査の中で明らかになってくると思う。大事なのは今後こういうことを起こさないこと再発防止が重要であり、この不正を環境省が見抜けなかつたことは大きく反省している。今後はこのような校正の報告書は必ず環境省で確認していくようとする。加えて環境省で知識が及ばない点もあるので、その場合は有識者にきちんと確認を取ることを徹底する。あと機器の作業、校正の時も環境省が現地で立ち合いをして、有識者には必要によってきてもらうことで再発防止としていく。

【環境省文書回答】 口頭での回答のとおりです。

5-2. 令和3年の不正が令和6年に分かった。なぜ3年以上環境省は分からなかつたのか。

石川：わかつた契機は不正作成報告書にある会社の名前が出ていた。この会社から当社に見覚えのない報告書が出回っているとHPに公開されていることから環境省として気づいた。

【環境省文書回答】 口頭での回答のとおりです。

質問者：それがないと今も分からなかつた可能性が大きいということだね。

石川：恥ずかしながらその通り。

【環境省文書回答】 口頭での回答のとおりです。

質問者：この中間貯蔵施設事業が始まったころモニタリングポストの計測数値の問題がでて、納入業者を富士電機に変えたことがあるので、今回が一度目ではなく2度目である。

従つてこれらをも踏まえて今後は再発防止対策をよろしくお願ひする。

石川：その通り強く肝に銘じる。

【環境省文書回答】 口頭での回答のとおりです。

6. 事業計画面積1600ha のうち土地の契約済み「資料3・4・6頁」の土地利用について、施設に一時立ち入りで視ると今の施設の利用状況で、十分可能、つまり既に地権者と契約済みの面積で十分可能ではないかとみている。家屋の解体などを除き建物のあった更地などがあるものの、さらに予算をかけ新たな施設を造るのは無駄遣いに思う。今のトラックなどで搬入されている土壌等から推測すると今の利用面積をわずかに増やすだけの予算にして、あとは福島県外最終処分場のための予算を使うべきと考えるが如何か。

石川：土地契約は十分なのではないか、だが今後どういうモノが入ってくるかというと、帰還困難区域、特定復興再生区域、特定帰還居住区域の除染されたものが入ってくると想定しているが、あとどの程度入ってくるかその量はまだ見えていない状況である。

したがってこの状況を注視しながら、この施設の中の除去土壌を仮置きする保管場、土壌貯蔵施設があるが個々の施設の容量を見ながら今後の土地利用を見ていきたい。

【環境省文書回答】 口頭での回答に加え、予算については、6-2の口頭回答のとおりです。

6-2. 事業計画面積1600ha 大熊町は1100ha 双葉町は500ha。昨年11月第11回説明会環境省資料では未契約合計面積が305ha(内訳：民有地70ha、公有地235ha)今回の資料では未契約地297ha(内訳：民有地62ha 公有地235ha)、契約が少しは進んでいるようだが、この未契約地297haの契約が今後どの程度進む可能性があるのか。

いまの契約面積で充分この施設の運用が可能とみているが如何か。あと事業終了まで約20年間契約が進まない土地について契約に向けた環境省の無駄な労力を使うのか、如何か。

特に民有地は今も契約していないので今後も契約「売却又は貸付」をしないとみている。

五味：用地関係と予算関係のうちまず、用地についてだが、複雑な多数の共有地でかなり何年もかけた進行中のものありそれは今も続いている。一方接触自体が難しい方に積極的あえて接触を取ることは今はあまりしていない。その中で協力頂ける方に協力頂きながら進めているのが大きな括りの進め方である。

公有地のヒラメ養殖場は地上権契約済みで解体をしている。福島県の水産試験場はだいぶ前に知事が議会で地上権契約の意思表示を示している。一方で契約に向けて様々な調整を進めている。大熊町の施設・町有地は大熊町小学校を含めて、どうするかは町が検討中であるので、それがない迄は環境省としてどうこうではないので町の意向に沿って対応していく。

最終処分との関係で今やっている用地取得や整備は今必要だということでやっている。

【環境省文書回答】 口頭での回答のとおりです。

6-3. 資料3で公有地330ha のうち契約済みは約95ha 未契約は約235ha である。未契約地には大熊のヒラメ養殖跡地、県道、学校跡地などがある。学校跡地等は契約すると聞いているが、今後未契約235ha の土地契約に向けた対応はどのように進めていくのか教えてほしい。

五味：土地が十分かどうかは除染も実施、進行中の中では判断ができる状況ではない。

予算の無駄使いはよくないが、必要なものは必要な予算を確保した上でやっていくことになる。

それが最終処分に影響するかどうかだが、現時点では分からぬし、当然再生利用、最終処分は国として必要なものなので、それに向けて必要な予算措置等はしていく。

【環境省文書回答】 大熊町、双葉町及び福島県とは、これまで公有地の取り扱いについて協議を進めてきており、その方針に従い、引き続き用地取得を行っていきます。また、ヒラメ養殖場、小学校に関しては、6-2, 6-5の口頭の回答のとおりです。

6-4. 必要な土地取得は進めている、進めていくということだが、施設は始まり約10年経過、高齢者もあり、またその中で亡くなっている方もいる。そういう方々には接触できないが、その土地が相続ができない場合その土地はどうなるのか、そのまま契約しないで残すのか、國のものになるのか、その場合、國が法的に買い上げる方策があるのか頂きたい。

五味：当然10年経つ中、環境省が認識して連絡を取っていた方が亡くなられた事例はある。そのなかで、あらたに相続は発生しているので、相続する方が特定して頂き、どう遺産相続をするのか、協議して頂きその時の権利者の方と契約をするのが基本的な進め方である。

環境省は相続放棄の事例は承知していないので今の時点でその場合の対応は答えられない。たしかに法律の制度も変わったのでそう言う事も起るかもしれないを考えていきたい。

【環境省文書回答】 口頭での回答のとおりです。

6-5. 先程、公有地、熊町小学校の今後の契約は環境省の意向というより、大熊町の意向との説明であったが具体的に教えて頂きたい。

五味：説明が不十分であった。まだ熊町小学校はまだ大熊町の所有であり、環境省として取得していないので、そもそも国が管理できるものではない。なので、そもそも売るかどうか町の意向であるという趣旨である。買った土地建物の扱いに悩んでいるということではない。

【環境省文書回答】 口頭での回答のとおりです。

7. NHK テレビで中間貯蔵施設のアンケート結果があり、今年も4月19日新聞掲載があった。

それによると2025年3月迄の福島県外最終処分場を知らない人が、県外で85%前後であり、直近の調査結果でもこの認知度が改善されていない。このままで期限まで後21年の中で、国民的な認識が問題であると掲載がある。専門家からも認知度向上に向けた幅広い情報発信が必要であると指摘した掲載があった。やはり時間が経過することで風化が心配である。 中間貯蔵施設の問題は福島県だけでなく全国の問題として捉えるべきである。

先程の環境省の説明で対話フォーラムや現地視察等あったが、再生利用の実証実験や除染土壌の再利用の必要性をもっと多くの人に理解の醸成と國民に除染の土壌に対する不安を解消するために、NHK の放送の廃炉の不安するため専門機関が13市町村に説明会を企画対応したようである。

環境省も同様に各市町村に出向いて対話を交えた説明会をすることが必要である。
今後当会への説明会だけでなく、各市町村に出向いて項のような対話をを行うか伺いたい。

五味：環境省の調査でも県内で5割、県外で2割の認知度であった。特に県外が低いがこれをどうやって上げていくのかは重要な問題・課題である。国のやり方もできるだけいま今インターネットとか色々な興味・関心を引き易いやり方を参考にして、環境省としても認知度が上がるよう進めていきたい。

多くの人に知って頂くことが正に福島の中で起こっている事だけではなく、遠くでなく自分たちに関

係があることであるということをしっかりと分かってもらうことが何より重要である。

なので、どうやって広めていくかと、伝わった時に以下に自分たちに関係あることであり、自分達が協力していくということを理解いただける形で伝わっていくかということが重要になる。

そういった分を含めて環境省内に別にコミュニケーションチームを作つて検討をしている。いまの指摘・提案を踏まえながらやっていきたい。また、県内市町村への理解活動だが、説明では省略したが資料85頁に現場見学の處「最終処分・再生利用に係る理解醸成」に小さく「県内市町村長」と書いてある。昨年度県内市町村首長に施設の案内を3回に分け来て頂き、県内の色々市町村にあったフレコンバックがこのようになっている事も含めて理解を得るための説明をしてきている。

今年は昨年予定が付かない方もいたので、個別に案内をしている。元々首長の前には職員だけに来てもらったこともある。職員は中々足がここに向かなかったが、首長がきたので職員にも見てもらうとか、議会にも視察に来てもらうこともある。視察に来るところは県内がメインではあるが、県外は首長が来ることはめったにないが、市町村職員とか議会などもきている。

やはり現場を見てもらい理解を進めていきたい。

県内の市町村別に理解のために環境省が出向いていくかは、現時点ではまだ再生利用の基準ができていなかつたり、実際どういう仕組みでやるのか決まっていない状態なので(難しい)。

なかなか輸送するときに全市町村を集めて仮置き場から中間貯蔵施設に搬出・搬入の為の説明会をした時と同じようなやり方が取れるかは難しい部分があるが、やはり再生利用する為の色々な準備が整つていざ実際どこで再生利用の案件を作つていくのかという事が重要なので、その辺どの様な進め方がよいか検討していきたい。

【環境省文書回答】 口頭での回答のとおりです。

7-2. 結果が77頁「除去土壤の減容技術等の組み合わせ例」で分類され8000Bq以下は再生利用とある。こういうことを実際、国民は知りたいと思う。やはり情報発信して共有していくことが重要である。また資料90頁「現地見学」とあり左側に見学後のアンケート結果がある。これは実際見学に来た方の結果であるが、そうではなく、県民・国民が今中間貯蔵施設どうなっているかということを、知つてもらうためには、もう少し情報発信して、みんなで情報共有しながら、この事業を進めていく必要があるのではないか。資料のさらなる活用なども含めていけば賛同者が増えることも期待できると思う。そしてこない方にも発信が必要である。

この資料をためておかないで、活用・発信方法もあるのではないか。

資料70頁にもある検討会やWGもあるので、これらもうまく活用して頂きたい。

【環境省文書回答】 すでに環境省のWebサイトやSNS等を活用して情報発信を行つておりますが、御意見として受け止め、引き続き効果的な情報発信の方法に関して検討していきます。

7-3. (8-1, 2の説明を受けた内容に対して)話しほ戻すが、先程の方が理解醸成の事例を交えて説明し、国民への浸透の仕方、その対話が足りないのでないかという話しが出た。昨年までの環境省対話フォーラムをやって、今年はオンラインなどや現地視察・見学をやりながら啓発・理解醸成を図つていただきたいということであった。反省材料として説明資料にはなかったが、成果はどうであつ

たのか伺いたい。五味：成果というのが未だ理解醸成の成果がどうかということを定量均衡するのがなかなか難しい。資料84頁の復興からフロンティアのリアルイベントは書いてある通りである。参加者からのアンケートで約8割の方から理解が深まったという内容であるので成果という形になる。それぞれの機会のたびにアンケートを取っているものはアンケートを取り、特に分かり易いのが90頁の中間貯蔵施設情報センターのビフォーアフターをやっているのでそれを含めて理解を頂いているのが大きな成果である。この様に一つ一つの積み重ねと理解している。一方で日本全国をメインにすると認知度が全体に上がっているのか、2045年3月まで県外最終処分での事業終了20%・50%の認知度を上げるのは目指すべき成果ではある。そこはまだ認知度県外2割なのでもっと頑張らなければいけない。アンケート結果を認知度向上に向けていくことは今後の宿題である。

【環境省文書回答】 口頭での回答のとおりです。

7-4. 7などをなぜ聞いたか、昨年新聞やテレビで高校生が東電の福一廃炉や核の問題、今回の汚染土譲の問題等についていろいろと議論・討論をしているのを見てすごいと感心をしている。高校生が最後に纏めの中で言ったことだが自分のこととしてどう受け止めるかがたぶん国民の方に理解醸成を求めていくのであれば、これは福島の事でしょ、大熊町の事であると終わってしまっていることが自分のことわざこととして丸ごとする気持ちが無かつたら、理解醸成を構築できなかつたら事業終了の目的達成がならないのではないか。

環境省だけでなく復興庁、経産省の責任もあるが、ここは環境省の場、で主管する窓口である。先ほどの方と私も同感である。最終処分での事業終了まであと20年と少ししかない時間は刻一刻と過ぎて差し迫っているので、環境省には肝に銘じてもらい、私もそれを注視していく。今日も一時立ち入りしてきたが、以前も輸送トラックの安全走行について意見したが、中間貯蔵施設のエリア内は特定復興再生区域の関係の搬入の車もあるから、やはりスピードの安全走行は出来ていない。縦横無尽である特にトラック業者であり、安全など関係がない感じだ。

私も立ち入る方が「すみません通らせてください」の感じだ。なので、安全指導をお願いする。

【環境省文書回答】 御意見として受け止め、引き続き丁寧な説明を尽くしながら、理解醸成活動を行って行くとともに、事業者へは徹底した安全指導を実施していきます。

7-5. 資料71頁道路盛土実証事業だが中間貯蔵・管理情報センターが近くにあるので近くを通りかかった方や見学に来た方にもっと公開すべきである。やはり安全であることを理解させるのであれば、もっと近いところで見せてあげるべきではないか。特に国道6号から中間貯蔵施設側は木々「植樹含む」覆われており蚊帳の外のようである。国道6号の帰還困難区域が解除された西側とでは2分化・2局化されているのが現状である。この様な状況を見ると私たち地権者が苦渋の選択で環境省に土地提供「売却又は貸付」したのでありそこも汲み取ったやり方も問われる所以配慮した対応をお願いする。

【環境省文書回答】 御意見として受け止め、理解醸成活動に関しては引き続き効果的な手法を検討していきます。

7-6. 飯館村長泥地区で農業のビニールハウスの実証事業を行っている。同じ実証事業を中間貯

蔵施設の同情報センターの近くで行って見学者などにもっと見せるべきではないか。新宿御苑への実証事業や大臣部屋への鉢植えでなく、それとは違うのではないか。具体的なことをやりながらもっと見せるべきだ。関心を持っている方や我々もこの施設の今後どうなっていくか、戻された土地は現状に戻るのだろうかという事はやはり知りたいではないか。本当に原発事故後14年近くになり高齢者を含めて帰りたくても帰れないまま、痛ましい話も入ってきているので悔しくて悔しい気持ちになる。やはり復興のきっかけとなる中間貯蔵施設の土の搬出の問題を多くの方に自分事として考えて頂くようなことを専門家や有識者の知見を得て今後の事業終了に向けた取り組みを環境省に提言とは言わぬが苦情も含めて環境省に検討を申し入れる。

石川：大きな話として成果はどうなのか、自分事として受け止めることと、安全、安全と言うなら盛土実証道路をどんどん見せたほうがよいという話しを頂いた。成果の方は先ほど五味から話をしたが、今視察とかSNSで発信とかした成果がいまはっきり見えていないこともあるが、いわきの事務所において4年目、この仕事に入り12年目に入った。多くの方「今の申し入れ者含む」にお世話になった。その中でいろんな方から中間貯蔵施設を見たいという話を頂いている。その中で学生を含めけっこリピーターが多いと感じておりこれは一つの成果とも捉えている。あと自分事として受け止める話だが、視察の中で学生、県外の方が来ている。その中で我々環境省が伝えることは中間貯蔵施設事業がどういった経緯で成り立っているのかと、あと地元の方に大事な土地、大事な繋がりを話しているのかという事とか今の状況とかしっかり説明しながらまあ自分事として捉えられるように、まだ努力も足りていないことも多いがそこはしっかりとあたりたいと思っている。あと盛土実証道路をどんどん見せたほうがよいとの話があった。これは視察に関する中間貯蔵工事情報センターの資料が89頁にあって右下に参考：年度別来所者数を掲載している。昨年度は中間貯蔵を5779人視察し今年はもう4262人見ている。この方々に盛土実証道路は殆ど見せている。わたしも皆さんとのつながりの中で中間貯蔵を見せてほしいとの話を頻繁に頂いて見て頂いている。先ほどの意見にもあったように自分達からもっと出ていったらいいのではないかの話もあり、今後の拡張性として考えていく必要がある。あと最後地元の方に対してだが、中間貯蔵の視察をけっこうさせて頂いている。大事な土地、大事な繋がりを協力頂いている状況になっているが、私の責務として前に座っている職員一同、大事な土地を協力頂いた皆さんには中間貯蔵施設の今と今後をしっかり伝えていく事である。

【環境省文書回答】御意見として受け止め、引き続き丁寧な説明を尽くしながら、理解醸成活動を行って行くとともに、事業者へは徹底した安全指導を実施していきます。

7-7. あわせて対話フォーラムもそうだが理解活動は環境省の都合だけある方は出席を拒否されたり、質問事項を即削除されたり環境省に都合がいいのは長く写っているのが散見された。

継続した理解醸成の為にはメリット・デメリット双方が必要である。

今後の理解醸成は今まで環境省が足りなかつた分にも十分に力を入れてほしい。

【環境省文書回答】御意見として受け止め、引き続き丁寧に対応していきます。

7-8. 中間貯蔵施設の環境安全委員会については現在リアルのユーチューブ動画映像を流している。しかし、仕事などの都合で見られなかつたという方の声を聞くことも多い。この事から環境安全委員会後にもユーチューブ動画映像を見れるようにしていただきたい。ユーチューブ動画映像を後でも

希望者が自由に見られることは理解釈成につながることなので、お願ひする。

同委員会の事務局は福島県であるが、環境省が中心（県にも働きかけ）となり行ってほしい。

【環境省文書回答】中間貯蔵施設環境安全委員会については、これまで当日の資料とともに議事録を環境省のHPに掲載しており、当日の議論の内容を御覧頂くことが可能となっています。そのため、御意見として受け止めさせていただきます。

8. 資料68頁「県外最終処分、再生利用の基本的な考え方」に「福島県内で発生した除去土壌等については、**中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずること**と法律で規定。」と書いてある。この通り中間貯蔵施設を町は土壌等廃棄物の緊急避難的な貯蔵場所として受け入れた。そして気になるのは資料同頁の下の「除去土壌等の放射能濃度分布」8000Bq/kg超約4分の1は「減容化を図ったうえで・県外最終処分」とあるが、残りの8000Bq/kg以下の約4分の3は濃度の低い土壌で再生利用適切な施工・維持管理の下「可能な限り再生利用（公共事業等）」と書いてある。この4分の3は全部、中間貯蔵施設から持ち出すのか伺う。中間貯蔵施設は処分場でないので、回答をお願いする。

【環境省文書回答】8-2の口頭回答のとおりです。

8-2. さらに気になる点であるが、資料68頁下、今8-3で話した再生利用の下に「可能な限り再生利用」と書いてあるが、再生利用が不可能な場合はどうなるのか確認したい。

五味：先ず4分の3と4分の1だが4分の3は再生利用するので、当然公共事業等で使ってもらうことなので、今ある貯蔵施設から持っていく事を前提にしている。で、可能な限りというのは可能な限り12なので、可能な限り色々な違う公共事業のインフラを使って頂くことになる。一方で使いきれないうちに期限をむかえればそれは再生資材でなく除去土壌そのものになるのでそれは福島県外最終処分の対象になる。なので、可能な限り最終処分の量を減らすためには可能な限り再生利用を進めるということである。で、答えになっているか。

【環境省文書回答】口頭での回答のとおりです。

8-3. (8-4の説明を受け)それでは、20年後は中間貯蔵施設から完全に除去土壌等がなくなるという理解でいいね。よろしくお願ひする。

【環境省文書回答】8-2の口頭回答のとおりです。

9. せっかくの機会であるので文句を言う。私は大熊の夫沢地区に自宅があり今年5回程一時立ち入りした。その自宅のすぐ近くの隣に仮置き場があるが、鉄骨などの鉄くずが野積みされている。それがもう1年以上続いてそのままである。一時立ち入りするとその野積みされた鉄骨を見ると、正直いってがっかりする。ただその仮置き場は隣の家の土地で、既に国の方に売却している土地なので、環境省として何に使おうが勝手である。勝手ではあるが、自宅とその鉄骨の間は狭い農道であり、その4mほどの狭い農道の脇・隣になぜそんな鉄骨を野積みをするようなことをやるのか。はつきり言うと嫌がらせでしているのではないかと私は捉えた。

そして息子2人と一時立ち入りした時にも、息子たち最初に出た言葉が、「なんだ、これ国（環境省）

の方で嫌がらせをしているのか」ということだった。それが1年以上続いている状態である。

この鉄骨、鉄くずの野積みはいつ撤去の処理をするのか。即答してほしい。

石川：はい、あの指摘頂いた話は鉄骨なので、すみません、具体的にモノはおそらく受入・分別施設を解体した金属なのかなあと想像している。この金属の売却についてはこれから手続きを進めていくところである。いま1年以上も放置されていて、嫌がらせだという話しもあった。

これについて今、即答してほしいという話しがあったが、いつ撤去するとか、いつ売却するという話しがまだ整理がついていないところである。本当に申し訳ない。まあそういったこの様な話を頂いたということをしっかり受け止めさせていただく。不十分な回答で申し訳ない。

【環境省文書回答】ご指摘頂いた金属は、中間貯蔵施設内の建物解体工事で発生した金属です。売却、撤去に向けて調整を進めています。

9-2. (9の回答を受けた後) 言い忘れたが自宅に立ち入る時に狭い農道を通るのだが、その通った時にこの鉄骨、鉄くずの野積みが崩れてくる可能性もあるのだ。そういう恐怖心もあるのだ。なので、何とかしてほしいと申し入れたのだ。よろしくお願いする。

石川：そういった地震のリスクも踏まえて受け止めたので、今後の対応についてはしっかりと考えたい。

【環境省文書回答】ご指摘の農道まで十分な離隔(10m程度)を確保しており、地震のリスクを考慮しても、農道の通行を妨げることはないと考えています。

9-3. 鉄骨、鉄くずの野積みは嫌がらせでないか又通った時にそれが崩れる不安もあるとのこと。これに関連した事だが8月26日第26回環境安全委員会があり、その中である委員から家屋解体時に地権者に十分な情報がなかった。その辺を十分配慮してほしいとの要求であった。どうも地権者が忘れ去られているんじゃないのかとしか受け止められない、若しくは意地悪されているんじゃないかととられ兼ねない。いまの鉄骨等の野積みの話と8月26日の話を受けてそう感じる。福島県民の為に中間貯蔵施設を受け入れさせられた訳なので、今後町民・地権者に十分な配慮をして頂きたい。

【環境省文書回答】御意見として受け止め、引き続き丁寧に対応していきます。

9-4. 2023年環境省の発注工事である復興拠点の大熊町図書館の解体工事現場から鉄くずが盗まれた事件が発生し「鉄くず計約14.6トン(約70万5000円相当)」同年11月に窃盗罪で起訴されている。鉄くず野積みの問題は新たな鉄骨・鉄くずの盗難発生リスク「放射能の拡散」もある。12月初旬立ち入りで視たが、この鉄骨や鉄くずの野積みは大熊町・双葉町全域にある。環境省として今後の盗難防止に向けた対応と合わせて、災害防止の観点からも、地権者の安全・安心にも十分配慮した早期対応を強くお願いする。

【環境省文書回答】中間貯蔵施設区域内における盗難は、御地元に不安を与えることとなり、弊省でも対策に力を入れているところです。例えば、具体的には、中間貯蔵施設区域境界及び中間貯蔵施設区域の主要な交差点において、防犯カメラ及び「防犯カメラ監視中」の看板を設置し盗難に対する抑止力としています。また、双葉警察署との連携や、金属くず置場における土日祝日・夜間のパトロールも実施し、盗難防止対策を強化しております。

9-5. 今までの話を聞いて環境省は大変だと思う。環境省以外の他の省の方や大臣もやはりこの原発というのは国が決めたもので責任を持って進めてきたものである。現在も国が再稼働を進めている状況である。だったら私が思うに内閣が全部の各大臣と全省庁の皆さん方が責任をもって自分の処とかそうではないとかそういう問題ではなくて、やはり国の政治を担っている方々は全員この中間貯蔵施設とか現状を一度はしっかり観るべきである。

今日は環境省が地権者の声に耳を傾けるだけだと思うが、いつも思うが他の官僚は他の仕事で忙しいからと言わざるも、このことは原発については国がみんなで決めたことなのでやはり全閣僚が全大臣が、やはり皆さんで一度大熊町・双葉町にきて、中間貯蔵施設なり皆さんの方に耳を傾けるなり、あと飯館村を見るなりしてほしい。震災直後や震災から暫くの間は皆さん来たが、しかしその後は本当に足を運んでこなくなった。本当に悲しく思う。

ぜひこれは日本国という国が皆さんで本当にしっかり考えていくべきではないかと本当に思う。この様な原発事故は2度とあったはならないが、但しこれから原発の再稼働が謳われているので、もし何かあつたら、この様な原発事故がまたあつたら大変なことで、これが2度と起きないような祈りを込めて、環境省の皆さんもぜひ國の方に戻つたら石破総理もそうだが、ぜひ皆さんに話しをしていただきて、(政治家も官僚の)皆さんがぜひ足を運んでくるようにしていただきたい。

そして今日、今までこの説明会で皆さんが出された意見等に目を通し耳を傾けてほしい。たしの切実なる願いであるので、よろしくお願ひする。如何か。

五味:まさに東日本大震災から14年近くの時間が経った中で、このエリアに来る大臣は環境大臣、経産大臣、復興大臣は新大臣に変わつたらすぐ来るし現場も見るが、それ以外の大臣がどうかというのがあろうかと思う。一方でのう資料68頁「県外最終処分、再生利用の基本的考え方」でも説明したが、まさにこの県外最終処分、再生利用は政府一体となって進めるもので閣議決定して頂いているので決して環境省だけでなく政府一体である。また、すみません、大臣とかそういう高いレベルからすると大分物足りないと思うが、人事院の新人研修そういうときにもやはりここを選んでもらうコースを作つてもらい、今年2回、40人ずつ位私も自分で案内をした。これはもう環境省とかまったく垣根なしで新人のキャリア官僚と言われている人達の一部ではあるが省の垣根を超えてこの浜通りのエリアに研修に来て、その中でこの中間貯蔵施設の中も見て頂き、まさに国策で進めてきたものについてこれだけの被害と迷惑をかけた。まさに、これからまだ途上の状態で、最後どこまでちゃんと国として責任をはたせるのか、という事をやはり新人の時から気に留めてというか、分かって対応をして頂くということで、そう言った意味で省を超えて多くの役所の人たちにも理解を頂けるようになつて、やつてるので、ええと頂いた話は勿論承った話として共有する。また決して環境省だけがやつてゐる問題ではなく、政府全体の問題であると思ってやつてるので引き続きご指導いただきたい。

【環境省文書回答】 口頭での回答のとおりです。

III 2045年3月12日地上権契約終了時の原状回復

1. 環境省が地権者から賃借した仮置き場の契約終了時には、田んぼの原状回復は除染を行い、溜池と水路を整備して、つまり、田んぼを耕される状態にして地権者に土地を返還しています。

環境省は中間貯蔵施設の地上権契約者への原状回復も同じく、つまり、田んぼを耕される状態にして地権者に土地を返還することを考えていただきたい。

【環境省文書回答】御契約いただいた地上権設定契約に基づき、返還に際して、地権者の方と事前の協議の上、進めさせていただきます。

2. 11. 中間貯蔵施設内の未利用・未契約の土地がある。これは2025年3月12日までには除染をして線量を下げるのが当然であると考える。中間貯蔵施設エリアは帰還困難区域であるが事業後、当然に帰還を希望している方がいる。未利用地は環境省の土地だが未契約土地も同じく事業終了後には復興しなければならない土地であるので伺う、如何か。

【環境省文書回答】未契約の土地に関しては地権者の方の許可なく事業を行うことは出来かねるため、御意見として受け止めつつ、今後地権者の方のご意向を伺いながら検討させていただきます。

IV 用地補償について

「用地補償について本説明会でのやりとり」【環境省文書回答受領後末に記載のやり取りをIV冒頭に移す】

「注1(再掲)制限時間がある事から効率的な運営目的の為、質問なども又環境省の口頭回答も共に省略した内容であったので、下記の個々の質問等などに対して具体的な文書回答をお願いする」

門馬：時間制限もあるので大分短く要約する。後日文書回答を個々の質問等に対してお願いする。
門馬：中間貯蔵施設は土地収用法・要綱の条文と不一致である。これは土地収用法3条の27の2と同じ仮置き場や仮設焼却場などは収用法72条・要綱19条の地代条文通り地代である。しかし中間貯蔵施設は環境省独自で考えた地上権価格である。これは当然だが条文の根拠ないので、非論理的であり、不公平であり辻褄が合わない。この不公平も数字上の比較でも時間の経過とともに拡大してきている。つまり憲法29条3項の違反であり基本的人権の侵害である。

分かり易く説明するが18-2と20の【地上権価格割合計算グラフ】で説明する。

仮置き場などは2012年5月2日同内規基準に基いるが、同基準は中間貯蔵を除くとなっている。

環境省は要綱19条(=土地収用法72条)の地代使用期間は短期だけだと主張した。「2017年9月長期も対象と訂正」この考えで中間貯蔵の内規基準を2014年12月に作成している。仮置き場等の地代は要綱条文と同じでっている。もうひとつ土地価格だが仮置き場は原発事故前の価格であり、中間貯蔵は原発事故後の価格である。この理由について今までの環境省用地担当は「特殊」だからとの回答である。特殊ではなくて法律や要綱条文に基づいて決めるものである。18-2の図で始が原発事故等格差修正率で50%の土地価格であり30年後100%を想定「仮定」している。しかし令和4年度は田んぼ1200円・m²から1150円になった。18-2の下の算定式の結果30年後はマイナス88%である。その次にそれをグラフ化して示した。

これは土地を環境省に土地を貸している地権者から環境省に土地代を逆に支払うのである。根本がずれている。その前にも地上権価格と地代累計額との比較図を載せている。

専門家と協議してきたが中間貯蔵の用地補償は公共事業ではないということであった。口頭回答

は時間の範囲でいいが、後日文書回答で個々の質問に具体的な回答をお願いする。

佐藤：今まで環境省が団体交渉を含めて親切丁寧に答えたことであるが、なかなか環境省の損失補償に関する考え方と地権者会の主張が平行線であり、うまく落とし処がない。

先ず条文については個別の事業についてそれぞれ書いてあるが、なかなか中間貯蔵施設事業というものが、すべて条文通り當てはまるか當てはまらないかというと非常に特殊性があると環境省では考えている。その関係で損失補償基準に書いてあることを総合的に勘案してあくまで環境省としてこの公共事業を進めるためにはどうするかという点で作った方針である。

仮置き場事業は中間貯蔵施設と事業が一寸違うが、仮置き場についてもそれぞれ事業の特殊性を鑑みて作っている。私として個人交渉も門馬氏の対応をしているので、個人交渉の時に回答していることもあるので引き続き門馬氏の言う丁寧で誠実な対応を心がけてこれからも一つ一つ回答する。

門馬：いまの環境省の説明で仮置き場と中間貯蔵施設の補償は公平な補償ではないと改めて理解した。それはこの表やグラフを見た方々があまりにもひどい内容である。この不公平なグラフは東京の地元の商店街の方々にも見せたが、驚いてこれが環境省のやり方なのかと驚いていた。同様の声を多くいただいている。私はこれからも法律・要綱等のルールと事実に基づいて交渉して説明を求めます。

法律や要綱の条文で地代とあるのを環境省の考え方で地上権価格で認めろということは、これは治外法権であり日本人であることをやめろということです。

ですので、企画官、今後も継続した交渉をお願いする。

佐藤：分かった。引き続きお願いする。以上

「注1：制限時間がある事から効率的な運営目的の為、質問なども又環境省の口頭回答も共に省略した内容であったので、下記の個々の質問等などに対して具体的な文書回答をお願いする」

1. 憲法29条3項の正当な補償を体現は土地収用法。それと一体(斉一化)は公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱(以下要綱と記す・イコール用対連基準・同細則)である。環境省からはその通りとの回答を得ているが、反対意見があればお願いする。なければその通りと回答をお願いする。

【環境省文書回答】貴会に対する弊省の回答は、今までの協議及び説明会に於いてお答えしてきたとおりですが、説明会時に回答させていただきました通り、継続的に実施されております土地所有者としての門馬様との個人交渉の際に、御説明をさせていただければと考えております。

2. 1.を具体的に数字で表したもののが下記の6円と100円の公平・公正な比較図である。今まで環境省からもその通りとの回答を得ていますが反対意見があればお願いする。なければその通りと回答をお願いする。

【憲法29条3項正当な補償と土地収用法と要綱の価格の公正・公平な比較図】

【憲法29条3項正当な補償と土地収用法と要綱の価格の公正・公平な比較図】 2022年4月10日			
*土地価格を100円/m ² とし用対連基準細則11の6%を乗じ土地使用補償額を6円/m ² とした 30年中間貯蔵施設地権者会			
法律等	憲 法	土地収用法	要 綱 (用対連基準・細則)
土地使用補償	正当な補償	相当な地代	正常な地代
基準細則11	<u>6円</u>	=	<u>6円</u>
補 償 名	正当な補償	相当な価格	正常な価格
土地 価格	<u>100円</u>	=	<u>100円</u>
法律等 不動産鑑定評価に関する法律 不動産鑑定評価基準 地方自治法237条2項			
土地使用価格等	土地価格等の適正な価格	正常賃料	適正な対価
基準細則11	<u>6円</u>	=	<u>6円</u>
補 償 名	土地価格等の適正な価格	正常な価格	適正な対価
土地 価格	<u>100円</u>	=	<u>100円</u>
【全てが同じ6円と100円なのは公共事業への協力者が他で賃借又は買収できることにより元の生活「生活再建」が図れる事を目的としている為。しかし地上権価格は不公正・不公平であり生活再建ができない補償なので憲法第29条3項正当な補償違反である】			

【環境省文書回答】 IV-1で回答したとおりです。

3. また「同要綱の施行について」では「各省庁は…この要綱の定めるところにより、…基準を 制定若しくは改正し、又は政府関係機関、地方公共機関、地方公共団体その他の公共事業等に 対し、その…損失の補償について、この要綱の定めるところに準じ、すみやかにその基準を制 定し、若しくは改正するよう指導する等この要綱の適正な実施を確保するため所要の措置を講 ずるもの…。」とあるが環境省はこの通り実施しているか。またこの準じの意味をどう解釈して いるか。

【環境省文書回答】 IV-1で回答したとおりです。

4. 要綱には補償額算定方法の統一が示され、事業目的や事業主の違いで不統一があつてはな らないとあり、また、環境省の平成28年4月5日付け当地権者会宛て回答書には、同じように 「事業主体や事業目的によって異なる扱いをすることはできず」とある。反対意見があるか。な いか。

【環境省文書回答】 IV-1で回答したとおりです。

5. 1から4迄では環境省事業でも国交省事業でも東電の電力事業の用地補償でも、事業主体や 事業目的が違つても同じ補償額算定で統一するという「要綱の解説」の通りでよいか。

【環境省文書回答】 IV-1で回答したとおりです。

6. 土地収用法3条27号の2に基づいた環境省事業は、中間貯蔵・仮置き場・仮設焼却場・セメント固化処理施設・特定廃棄物埋立処分事業(旧フクシマエコテッククリーンセンター)であることを、環境省と確認済みだが、環境省の実施事業で、これ以外に27号の2の事業はあるか。

【環境省文書回答】 IV-1で回答したとおりです。

7. これら仮置き場等事業「6で列挙した事業」の土地価格の鑑定評価した価格時点は2011年3月1日。つまり、3.11や福島原発事故前の価格時点。これは用地補償の考え方である。これは環境省と確認済みである。2011年3月1日価格時点の判断を、環境省は土地収用法および要綱の補償算定方式に則って判断したということですか。

【環境省文書回答】 IV-1で回答したとおりです。

7-2. 仮置き場担当課の回答は「事故発生前の価格水準を一定程度維持していると判断したので、平成23年3月1日時点の評価とした。」「事故前の継続賃料の水準を維持しているという事を確認済み」この通りですか。

【環境省文書回答】 IV-1で回答したとおりです。

8. なぜ、地上権価格にしたかについて、今までの環境省回答はA 仮置き場は短期想定で中間貯蔵は30年の長期であること B 原発事故の特殊性(放射能被害・避難による不居住・東電賠償受領)があること C 売買と貸すの選択を地権者に委ねていることであった今までの環境省回答はこのA、B、Cですか。

【環境省文書回答】 IV-1で回答したとおりです。

8-2. 8について環境省は要綱19条土地の地表使用で A 短期だけの適用から長期も適用であると2017年9月訂正した。B この特殊性は仮置き場等も中間貯蔵も同じである。C 他の事業での売買と貸す選択の事例が普通にある事を今まで何度も東電事例等を当方で説明。更に環境省の特定廃棄物埋立処分事業(旧フクシマ ECS)も富岡側は買収で出入り口部分は賃貸借である。つまり当方は環境省説明のすべて特殊性には該当しないことを要綱条文から論理的に説明してきた。なので、中間貯蔵施設の特殊性と仮置き場等の特殊性に相違はないですか。

【環境省文書回答】 IV-1で回答したとおりです。

8-3. 中間貯蔵施設の土地価格・土地使用価格の評価時点は原発事故後の価格時点。中間貯蔵だけは契約時点「事故後」。つまりこれは損失補償基準要綱とは異なる価格時点を採用したということは、中間貯蔵は公共事業ではなく民間同様の工場建設と同じ考え方でやったということではないか、如何か。

【環境省文書回答】 IV-1で回答したとおりです。

9. 2007年借地借家法改正で事業用定借での50年未満の契約も可能であり、当会として事業用定借契約を環境省に要求したが、環境省は頑なに拒絶した。その後地上権契約書の見直しとそれ

に合わせた登記の変更も環境省は当会と約束した。今までこの登記の変更は何件実施したか。見直し前の登記は「目的：建物所有」

【環境省文書回答】IV-1で回答したとおりです。

10. 仮置き場等は要綱19条等地表使用の条文の通り地代であるが、中間貯蔵は要綱19条に書いていなく、要綱20条「空間の鉄塔や地下鉄の地下使用→地権者は地表を「住む・貸す・耕す等使用できる」の条文を適用している。地権者が地表が使用できる要綱20条と同じように中間貯蔵の地表が使用できない補償額を同じにしたのは、明らかに不公正・不公平ではないか。

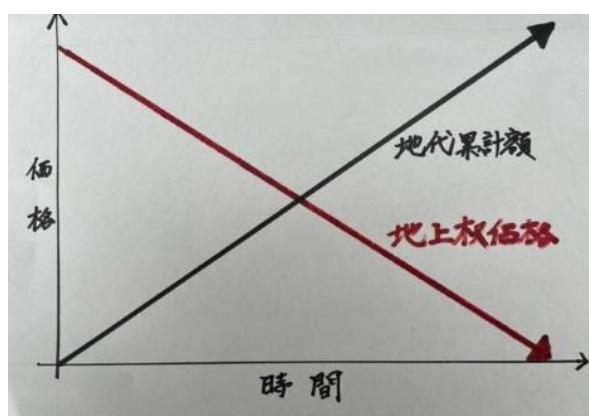
【環境省文書回答】IV-1で回答したとおりです。

11. この地上権価格は今まで環境省が総合的に判断したという回答です。この通りでよいか。さらに土地収用法や要綱19条土地の地表の使用の条文「地代又は借り賃」にない補償内容を、「環境省の考え方」で地上権価格にしたので問題がなく、地代・賃貸借契約や事業用定借に見直す考えはないであった。この通りでよいか。

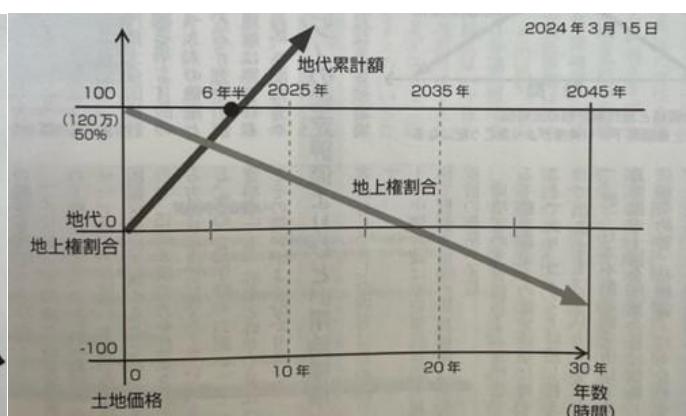
【環境省文書回答】IV-1で回答したとおりです。

12. 仮置き場等の地代と中間貯蔵の地上権価格の不公平について、下記左の比較図の通り地代累計額は右肩上がりで地上権価格は右肩下がりになる。この通り間違いないか。

正反対のX比較図



財界ふくしま6月号掲載比較図



【環境省文書回答】IV-1で回答したとおりです。

13. 「地代累計額は土地価格を超えない」「中間貯蔵の様に同じ事業の場合超えない」また「土地価格が、土地に対する補償の上限」という考えが、今の環境省の事業方針である。これは地上権価格が土地価格を超えない事を、地代に悪用しているのではないか。

【環境省文書回答】IV-1で回答したとおりです。

14. 4年半の仮置き場地代累計が田m²850円で中間貯蔵の30年間地上権価格が840円では不公平ではないか。不公平と思わないなら思わないと文書回答してほしい。

【環境省文書回答】IV-1で回答したとおりです。

15. 更に6年半では仮置き場の地代が中間貯蔵の土地価格を超えててしまう。この不公平の割合が2022年中間貯蔵の土地価格が田m²1200円から1150円になり、次の地上権算定式から掛け算で地上権価格が計算されている。これによって当初の不公平の格差割合が大きくなっている事 実を承知しているか。今年度の地上権割合47%「540円・年25700円」、46%「520円・年24700円」1年目 70%「840円・年28000円」 $840\text{円} \div 189\text{円} = 4.44 \approx 4\text{年半} 850\text{円}$ $540\text{円} \div 189\text{円} = 2.85$ 「 $4.44 \div 2.85 = 1.55$ 」

【環境省文書回答】 IV-1で回答したとおりです。

16. 令和4年度から50%の土地価格1150円で令和5年度から原発事故等格差修正率適用しない事例採用でよいか。

【環境省文書回答】 IV-1で回答したとおりです。

17. 下記は2022年の時の地上権割合の算定式だが、当初から今まで同じ計算方式でよいか。

<p>4. 期間(n)</p> <p>査定時点(令和4年4月1日)から契約期間満了日(令和27年3月12日)までの期間を22.92年(少数点第3位以下四捨五入)とした。</p> <p>5. 地上権割合</p> $\text{地上権割合} = \left[1 - \frac{\text{返還時の土地価格}}{\text{地上権設定時の土地価格}} \right] \times \alpha$ $= \left[1 - \frac{\text{原発格差考慮前土地価格} \times 100\%}{\text{原発格差考慮前土地価格} \times 50\%} \right] \times 1.0$ <p style="text-align: center;">年 53%</p>
<p>「2022年度地上権割合意見書」</p> <p>注：上の図の中の式は本意見書の算定式</p>

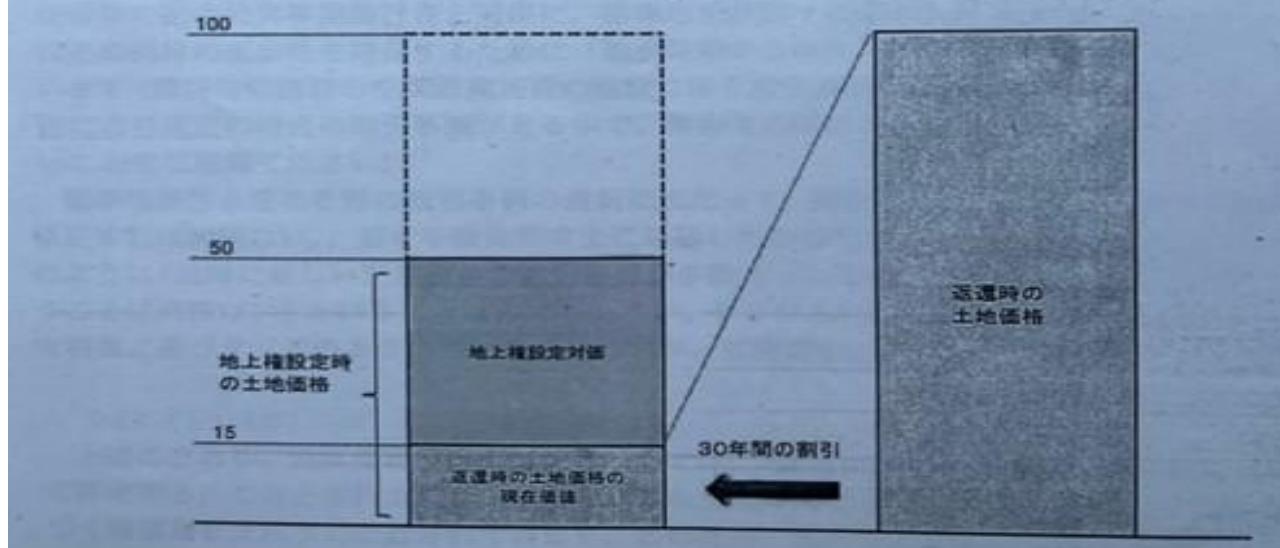
【環境省文書回答】 IV-1で回答したとおりです。

18. 地上権の算定は次の通りで、30年後100%の土地価格を仮定「想定」でよいか。

結果として、「30年後の土地価格を100%」とした仮定した場合には、以下のとおりの計算となります。

- ・現在の土地価格（50%） - 30年後の土地価格の現在決済額（15%）
= 地上権の価格（35%）
- ・地上権の割合は、地上権の価格（35%） ÷ 現在の土地価格（50%）
= 0.7

【イメージ図】



【環境省文書回答】IV-1で回答したとおりです。

19. この環境省の地上権価格算定式を計算して地上権割合を表すと1年目70%で20年目に0%になる。そして30年目にはマイナス88%になる。この数字結果、地上権割合%は環境省も確認済みですが、この通りでよろしいか。

「算定式に基づいた試算結果」

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
70%	68%	66%	64%	61%	59%	56%	53%	50%	47%	43%	40%	36%	31%	27%

16年目	17年目	18年目	19年	20年目	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年目
2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年	2036年	2037年	2038年	2039年	2040年	2041年	2042年	2043年	2044年
22%	17%	12%	6%	0%										
					-7%	-14%	-21%	-29%	-37%	-46%	-56%	-66%	-76%	-88%

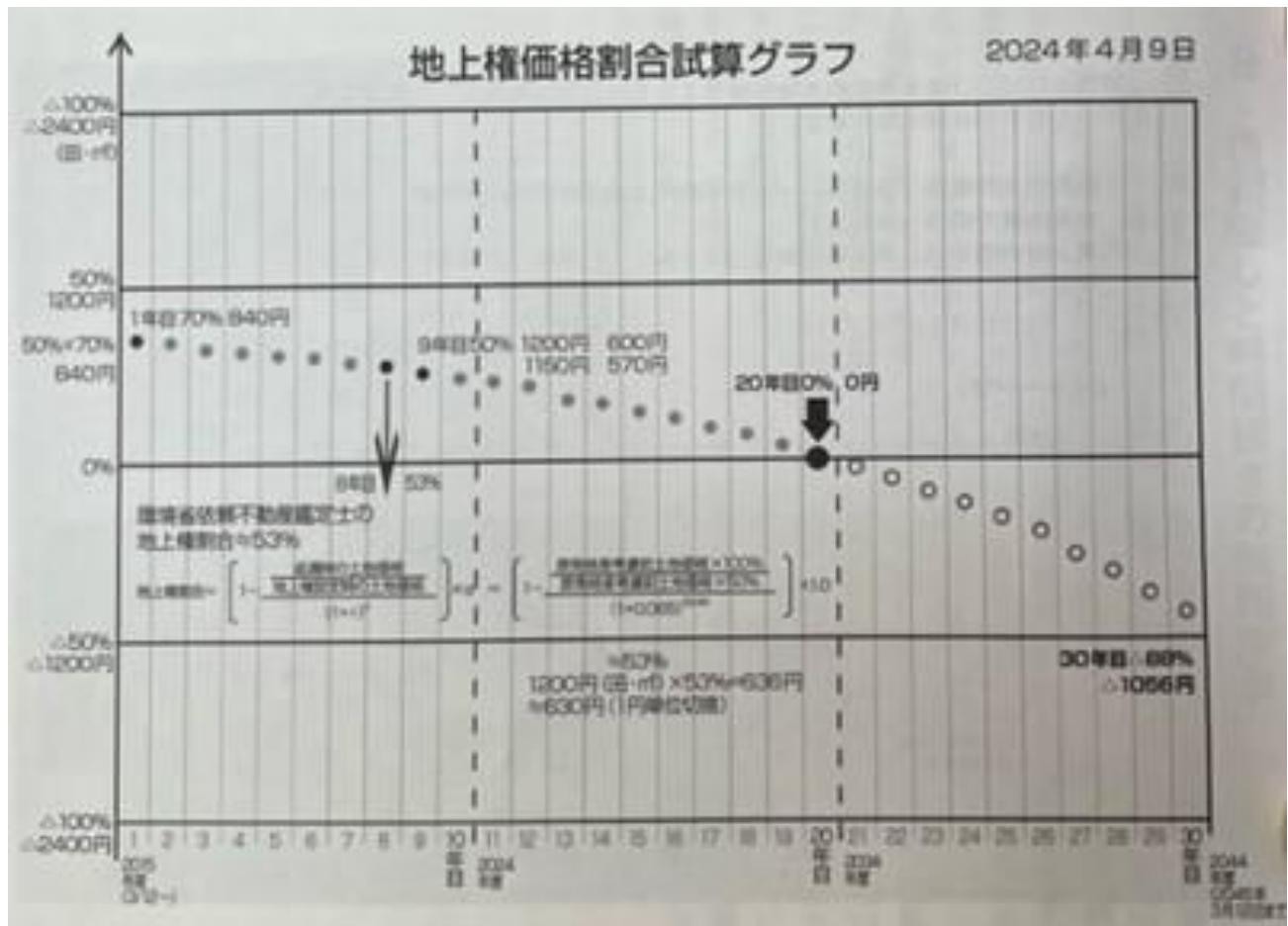
各年度の地上権割合の試算結果

【環境省文書回答】IV-1で回答したとおりです。

20. 19をグラフにして表すと次のようになる。これは1年目は70%だが20年目に0%になる。21年目

から地権者から環境省に土地の使用補償を、支払う様な地上権割合マイナスの%になる。0とマイナスとなるのは誤りの算定式ではないか。

【地上権価格割合試算グラフ】



【環境省文書回答】 IV-1で回答したとおりです。

21. 環境省が依頼した複数の不動産鑑定士はこの同じ算定式を使用している。結果はマイナスも含めて同じ%、地上権価格になります。これは談合と同じではないか。

【環境省文書回答】 IV-1で回答したとおりです。

22. 環境省は「2023(令和5年)年度から中間貯蔵施設近郊の土地取引が顕著になり、原発事故等格差修正率を適用しない土地評価が可能となったことから再評価を実施した」とした。 このとおりで間違いないか。

【環境省文書回答】 IV-1で回答したとおりです。番号22が2つにつき文書回答同じく転記

22. 環境省は地権者との用地交渉で買収を優先する交渉を行った。当初は地上権契約を希望した地権者にかなり乱暴な交渉を行い当会は環境省から口頭謝罪を受けた経緯がある。しかし、下記の通り田んぼで試算したところ下記のような結果になる。

土地売却者が30年後に一番合計額が低額になるが、これについて環境省の意見を求める。

○土地売却者 売却額120万円+交付金120万円+契約後営農賠償0円 =240万円
○地上権契約者 契約額84万円+交付金84万円+契約後営農賠償0円
+30年後の所有土地価格（環境省100%評価）240万円=408万円
○未契約者 契約額0円+交付金0円+継続分の営農賠償160万円
+30年後の所有土地価格（同省100%評価）240万円=400万円
試算結果 土地売却者240万円 地上権契約者408万円 未契約者400万円

環境省用地補償と東電営農賠償を合わせた試算結果はこのように不条理な結果となる

(注記) ①「田10a当り・但し財物賠償と2016年迄の営農賠償は全て対象なので試算から除く」

30年後2045年の保有資産の試算比較表

【環境省文書回答】 IV-1で回答したとおりです。

23. 以上のとおり中間貯蔵施設の用地補償「地上権価格」は明らかに土地収用法違反、要綱違反であり、憲法29条3項違反である。また、憲法の基本的人権の違反でもある。

したがって、要綱19条(=用対連基準)の条文の通り、地代補償への見直しを強く要求する。

【環境省文書回答】 IV-1で回答したとおりです。

24. 23.と同じ理由により、中間貯蔵施設の土地価格は仮置き場と同じく「原発事故前の土地価格」に見直しを強く要求する。

【環境省文書回答】 IV-1で回答したとおりです。

以上